

小山市小中一貫教育及び小中一貫校に関する  
提 言 書

平成26年3月

小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会



# 提言に寄せて

今日の社会情勢の急激な変化、価値観の多様化、少子高齢化、高度情報化、核家族化等の進展等により、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変容しています。学校現場においても、いじめや不登校、家庭や地域の教育力の低下など、様々な教育課題が生じています。

このような状況を踏まえて、平成18年に改正された教育基本法では、義務教育の目的について、教育を受ける者の心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われることが新たに規定されています。また、教育基本法第17条に基づき平成20年7月に策定された教育振興基本計画では、6・3制の弾力的な運用を示し、小中一貫教育の推進を含め、各学校間の円滑な連携と接続等の取組について検討することとしています。様々な教育課題が叫ばれる中、その解決策の一つとして、小中一貫教育に活路を見いだしたと考えることができます。

小中一貫教育に関しては、中央教育審議会初等中等教育分科会の学校段階間の連携・接続等に関する作業部会において、小中一貫教育の制度化（義務教育学校制度（仮称））に向けての検討が行われるなど、学校体系のそのものに焦点が当てられています。また、自治体の中には、学校の適正配置と関連させながら、小中一貫教育をより円滑に行うために、施設一体型小中一貫校の設置を行うなど、新しい教育の具現化を目指しているところもあります。

本市においても、平成19年度から小中連携プロジェクトが始まり、平成22年度からは、小中一貫教育が全中学校区を4期に分けて順次展開されるようになりました。丁寧な計画のもとに進められてきたそれらの取組で得られた成果と課題を検証し、今後の小中一貫教育の望ましいあり方を、ソフト面（学習内容や方法等）及びハード面（教育環境等）の両面から探ることを目的として、本協議会は設置されました。

この提言は、本市における小中一貫教育に関するこれまでの取組を総括するとともに、今後の小中一貫教育を円滑に推進するための基本的な考え方や小中一貫校を設置する際の指針などをまとめたものです。

平成25年2月に発足した本協議会は、平成25年12月までに7回の会議を開催しました。限られた時間の中での議論ではありましたが、本市の各学校を創りあげてきた先人の熱い思いをしっかりと受け止めるとともに、次代を担う子どもたちの成長した姿を思い浮かべながら、全ての委員が有識者としての自覚をもって、それぞれの立場から建設的な意見を述べてまいりました。

学校・家庭・地域・教育行政がより協働し、本市の小中一貫教育がさらに充実するとともに、地域の実情等に応じた形で小中一貫校を構想し、適切に整備していくために、本提言が確かな拠り所となることを願っています。

平成26年2月28日  
小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会

## 目 次

<b>1</b>	<b>前提条件の整理</b>	<b>1</b>
	1-1 提言の背景及び留意点	1
	(1) 小中一貫教育の背景	1
	(2) 小中一貫教育を推進する上での留意点	2
	1-2 提言と国や市の施策との関連	3
	(1) 国の教育施策との関連	3
	(2) 市の教育施策との関連	6
	1-3 本市における学校教育の基本理念	8
	(1) 小山市総合計画との関連	8
	(2) 共創（きょうそう）という考え方	9
	1-4 小中一貫教育の意義	10
	1-5 小中一貫教育の中学校区と対象となる小・中学校	11
<b>2</b>	<b>これまでの検討経緯及び課題</b>	<b>15</b>
	2-1 これまでの取組と成果	15
	1) これまでの取組	15
	2) これまでの小中一貫教育の成果と今後に向けて	16
	2-2 検討のための課題	18
	(1) 学校制度や小・中学校間にある課題	18
	(2) 社会的な課題	18
<b>3</b>	<b>小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進の基本方針</b>	<b>19</b>
	3-1 小中一貫教育のねらい	19
	1) 目指す子ども像・育てたい子ども像の構築	19
	2) これからの小中一貫教育の基本的考え方	19
	3) これからの小中一貫教育のねらい	20
	4) 期待される効果	21

3-2	小中一貫教育基本方針	23
1)	小中一貫教育の基本体系の整理	23
2)	小中一貫教育の基本方針	24
(1)	施設形態の考え方	24
(2)	指導区分及び指導計画の考え方	27
(3)	教職員の研修及び指導体制の考え方	29
(4)	児童生徒・保護者及び教職員の交流の考え方	30
(5)	地域及び家庭との連携の考え方	31
3)	小中一貫校の呼称について	32
3-3	小中一貫校推進に関する基本的考え方	34
1)	小中一貫校のとらえ方と形態の考え方	34
2)	既存校舎利用の「施設分離型」による推進	34
3)	小中一貫校の新規整備の検討推進	34
4)	施設近接型小中一貫校の整備に向けて	35

<b>4</b>	<b>今後の進め方</b>	<b>37</b>
----------	---------------	-----------

4-1	小中一貫教育の進め方	37
4-2	小中一貫校設置にあたっての課題	38
4-3	推進スケジュール	39

<b>資</b>	<b>資料編</b>	<b>40</b>
----------	------------	-----------

資-1	小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会設置要綱	40
資-2	検討体制	41
資-3	検討の経緯	42
資-4	小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会委員名簿	43



## 1-1 提言の背景及び留意点

### ■ (1) 小中一貫教育の背景

今日の子どもたちの状況をみると、小学校入学後に生活の中心が「遊び」から「学び」に変わったことによるギャップで、教室で「座ってられない」「授業を落ち着いて受けられない」「集団行動が取れない」といった【小1プロブレム】や、学習意欲の低下、家庭学習の習慣化の未定着等の様々な課題がある。

また、特に中学校への進学に際し、学校生活のきまりや学習内容、指導方法などの小学校との違いに多くの子どもたちが戸惑いや不安を感じる【中1ギャップ】が大きな課題となっている。

小中一貫教育はそれらの解決方策の一つとして、小学校と中学校が一体となって義務教育9年間を見通し、子どもたちの発達の段階に応じた系統的・継続的で一貫性のある教育の場を設定し、きめ細やかな学習指導や生徒指導を行う教育として注目されている。

子どもたちの学力向上、豊かな人間性、社会性を育み、一人一人の個性を伸ばすために、小学校と中学校が協働し子どもたちを育てることは、中学校区の教育の活性化のみならず、地域の活性化にもつながるものとも考えられる。

## ■ (2) 小中一貫教育を推進する上での留意点

この小中一貫教育においては、今まで行われてきた教育活動をさらに充実させ、より質の高い教育を実施していくために、「小・中学校の連続性のある教育活動の充実」が重要であり、小山市においても、以下の点に留意しながら推進するものである。

### □ 子どもを育てる

- (1) 9年間を見通した系統的・継続的な学習指導により、児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の確立を図り、確かな学力を育てる。
- (2) 9年間を見通した意図的・計画的な道徳教育や望ましい人間関係づくりにより、児童生徒の個性の伸長と豊かな人間性や社会性を育てる。
- (3) 9年間を見通した健康教育や体育・スポーツ活動、食に関する指導を推進することにより、児童生徒の健やかな心身を育てる。
- (4) 9年間を見通した地域に根ざした特色ある教育活動を行うことで、自分の住む地域に自信と誇りをもち、地域に貢献できる人材を育てる。

### □ 教職員を育てる

- (5) 教職員が小・中学校9年間を通して、児童生徒一人一人への理解を深め、一人一人のよさや可能性をつなぐとともに、個に応じたきめ細やかで適切な指導・支援をさらに充実する。
- (6) 小学校と中学校の教職員が相互に交流を深め、互いの教育について理解を深め、小中相互の生活習慣や学習指導の在り方のよさを学ぶことにより、教職員の意識を高め、資質・能力の向上を図る。

### □ 地域を育てる

- (7) 中学校区を単位とした地域・保護者同士の連携を深めることにより、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりを推進する。



## 1-2 提言と国や市の施策との関連

### ■ (1) 国の教育施策との関連

平成17年10月に出された中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」は、義務教育に関する制度等の見直しについて、以下のように言及している。

#### ■ 中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(抜粋)

義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に多くの課題があることが、かねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほかに、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがえる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取組の成果を踏まえつつ、例えば設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。

平成18年に改正された教育基本法第6条には、

#### ■ 教育基本法 (抜粋)

##### (学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

と示され、また同第13条には、

#### ■ 教育基本法 (抜粋)

##### (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

と示されている。

この中で、「体系的」「組織的」「連携及び協力」といった文言が使われているのは、「小学校、中学校だけで」といった限定された教育を行うのではなく、異校種や地域とともに教育を行っていくことを示唆している。

平成20年7月に出された教育振興基本計画では、

■ 教育振興基本計画（抜粋）
<p><b>（2）施策の基本的方向</b></p> <p><b>基本的方向2</b></p> <p>個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基礎を育てる。</p> <p><b>基本的方向ごとの施策</b></p> <p>◇ <b>総合的な学力向上策の実践</b></p> <p>6－3－3－4制の弾力化に関し、小中一貫教育でいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の連携・接続のための取組について検討する。</p>

と示され、6・3・3・4制など、カリキュラム区分の弾力化を検討する必要性についても言及している。

平成19年に改正された学校教育法の小学校と中学校の目的を見てみると、

■ 学校教育法（抜粋）
<p><b>第29条</b></p> <p>小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。</p> <p><b>第45条</b></p> <p>中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。</p>

と示され、特に中学校での教育は、小学校の基礎の上に、心身の発達の段階に応じて、連続的に行われるものであることを述べている。

## 1-2 提言と国や市の施策との関連

平成20年に告示された学習指導要領第1章総則第4の2では、学校がその目的を達成するため、以下のことが明示されている。

**■ 学習指導要領総則（抜粋）****（小学校）**

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を図ること。

**（中学校）**

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流を図る機会を設けること。

これは、学校間の連携や交流にとどまらず、家庭や地域との連携を図る「地域とともにある学校づくり」にも言及したものと捉えることができ、さらに障がいをもつ子どもたちや高齢者との交流を一層進めていくことが学習指導要領でも求められていることが分かる。

## ■ (2) 市の教育施策との関連

### ア 小中連携プロジェクト

本市では小中一貫教育推進の前段階として平成19年度に小中連携プロジェクトがスタートしている。その趣旨は以下の通りである。

#### ■【小中連携プロジェクト報告書】小山市における小中連携教育の現状と課題（抜粋）

現在学校では、不登校・いじめ・学級崩壊等様々な問題を抱え、その解決を迫られている。子どもが学習面でも生活面でも、安心して楽しく学校生活を送るために、つまり、小山市学校教育が掲げる子どもへの『3つの保証』（『安全の保証』『確かな学力の保証』『成長の保証』）を目指していくためには、小・中学校が互いに連携をとった教育を進めることが今後益々重要であると考え。本研究では小山市における小中連携教育のこれまでの取組を整理し、見直すなかで、義務教育9年間を見通した新しい教育の在り方を追求していくことが必要であると考え、本研究を行うものである。

この趣旨から小中一貫教育を進める上での背景を、以下の3点に整理できる。

- ① 不登校・いじめ・学級崩壊等の諸問題の解決
- ② 小山市学校教育で掲げる「安全の保証」「確かな学力の保証」「成長の保証」という3つの保証の実現
- ③ 義務教育9年間を見通した新しい教育の在り方の追究

これらは連携色が強く、小・中学校の円滑な接続による中1ギャップの解消等が中心となっていた。

### イ 小学校における英語教育の推進

本市では平成18年度から小学校英語教育構造改革特区事業として市内全小学校で英語科教育を開始し、平成21年度からは、文部科学省より教育課程特例校制度の認定を受けて、小学校全学年で英語科教育を推進している。

知的好奇心が旺盛で柔軟な吸収力をもつ小学生が英語に数多く触れられるように、学級担任が外国語指導助手と協力して、子どもたちが英語に慣れ親しみながら、英語を使う経験を通して、コミュニケーション能力の基礎を身に付けられるよう授業を展開している。

## 1-2 提言と国や市の施策との関連

## ウ 世界遺産の学習教材化

本市ではラムサール条約湿地登録の「渡良瀬遊水地」とユネスコ無形文化遺産の「本場結城紬」にかかわる教材開発等を行っており、身近にある世界レベルのものを児童生徒の発達の段階等に応じて、実体験または疑似体験を通して学ぶことも、小中一貫教育の推進に大きく寄与している。

## エ 防災教育

小山市では、「生命尊重、人権尊重の教育」をあらゆる教育の基盤に据え、教育施策を展開している。中でも防災教育については、国の中央防災会議委員を務めた大学教授からアドバイスを受けて、市独自で作成した「防災教育プログラム」に基づいて、防災に関する授業を行い、児童生徒の自己防衛能力の育成に努めている。そのほかにも、市内各小中学校の防災担当教員を対象に「防災教育セミナー」を年2回開催し、各校の実情に合わせた防災教育の改善・充実を図っている。

さらに、本年度からは教職員対象の「防災リーダー講習会」を開催し、防災に対する意識の高揚及び資質の向上に努めているところである。

防災教育を進めるに当たっては、「釜石の奇跡」と言われている釜石市の防災教育などを見習い、いざというときにどのような行動をとるべきか判断し、行動できる能力・資質を培うことが必要だと考えている。そのためにも、小中一貫教育の視点から、保護者、地域社会、学校が連携して、児童生徒、教職員及び市民の防災に対する意識の高揚を図りつつ、災害から身を守るための自己防衛能力を高めていくことが必要である。

以上のように、小中連携プロジェクトを第1ステージとして、さらに一歩進め、今まで行われてきた取組を発展・充実させる第2ステージを経て、9年間を見通した教育課程の研究を中心に、上記イ～エまでの取組とともに、「中学校区ならでの」一貫した指導内容や指導・支援を通して、子どもの「育ち」や「学び」をつなげることをねらいとした小中一貫教育（第3ステージ）に至っている。

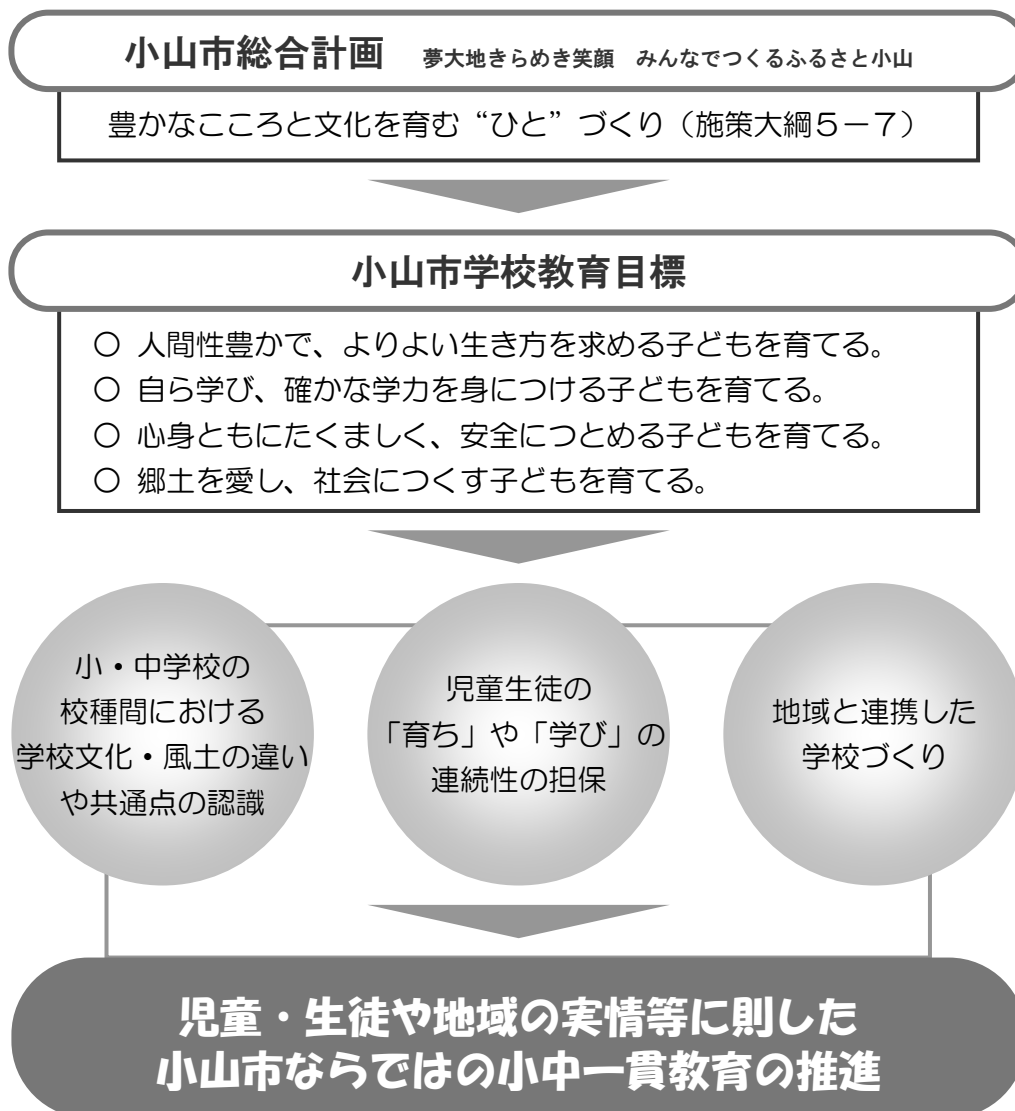
# 1-3 本市における学校教育の基本理念

## （１）小山市総合計画との関連

小山市総合計画『夢・大地・きらめき・笑顔 みんなでつくるふるさと小山』の施策大綱の一つである「豊かなところと文化を育む“ひと”づくり」の趣旨を踏まえ、「小山市学校教育目標」実現に向けた施策を展開しているところである。

その一つの方策としてこれらの子ども像を実現するため、小・中学校の校種間の学校文化等の違いや共通点等を大切にしつつ、義務教育が抱える新たな課題等（1-1参照）を解消することを目指していく必要がある。そのためには、義務教育9年間という連続した枠組みの中で、小・中学校の教職員の協働により、児童生徒の「育ち」や「学び」をつなぐ教育を担保することが重要であるとの認識に立って、小中一貫教育を推進するものである。

また、各学校や地域の実情等を踏まえ「地域と連携する学校づくり」という視点も大切にしながら、児童生徒の実態に適した小中一貫教育を推進する。



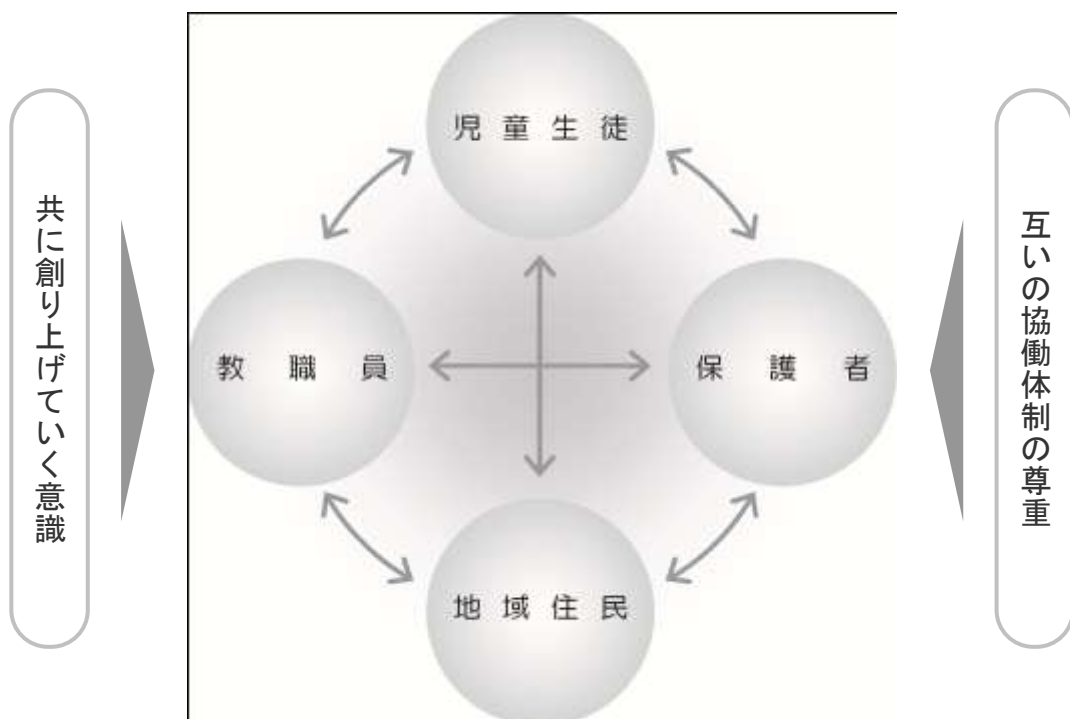
## ■ (2) 共創（きょうそう）という考え方

現在、小山市教育委員会では、「心身ともにたくましく 自ら学び 未来を切り拓く おやまっ子」を育むために、「子どもの瞳が輝く」「笑顔があふれる」「元気なあいさつが響く」の3つのキーワードをもとに学校づくりに努めているところである。

このような学校づくりを行うには、校長のリーダーシップの下、組織としての協調性や連携を大切にしながら、一丸となって学校教育に取り組むことが必要であるが、教育は学校だけで行うものではない。教職員、児童生徒、保護者、地域住民が、互いの立場を理解し、尊重し、互いに手を携えながら、行っていくものである。

教育には、段階を踏みながら行うという側面がある。時には試行錯誤を繰り返しながら、一歩ずつ地道に階段を上りながら目的地に到達するように、日々の積み重ねによって、目指す子ども像の達成に向けての努力を行うものである。

教育においては、「共に一つの目標や目的に向かって何かを創りあげていく」という共創という考え方が非常に重要である。本市では、この「共創」という考え方を踏まえ、様々な教育施策に取り組んでいるところである。この小中一貫教育においても、各中学校区の児童生徒、教職員、保護者、地域住民が、「共に創りあげていく」という意識をもち、中学校区の互いの協働体制を構築しながら、取り組んでいくことが肝要である。



## 1-4 小中一貫教育の意義

小中一貫教育の意義については、「育ち」や「学び」の連続性、学習教育環境の変化、人間関係の構築などの観点から、以下の4つがあると考えられる。

### 1 9年間を通して系統的・継続的な学習を実践できること

中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導とともに、9年間の学びに連続性をもたせた系統的かつ効果的な学習指導を実践することができる。

### 2 子どもの発達の段階に合わせた児童・生徒指導を実現できること

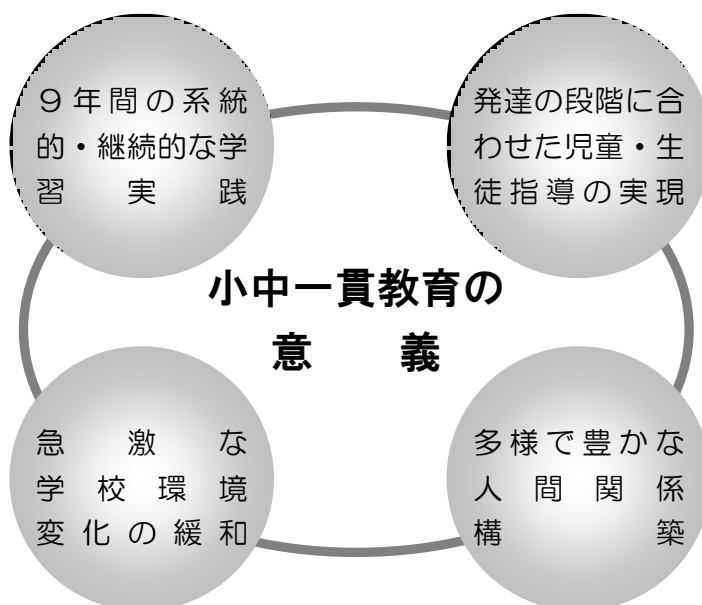
小・中学校間の情報共有による深い児童生徒理解に基づく、9年間の継続的できめ細かな児童・生徒指導を実現することができる。

### 3 急激な学習環境の変化を緩和できること

小学校から中学校への学習環境の激変を緩和することで、児童生徒の学習及び生活上のストレスを緩和し、いわゆる「中1ギャップ」を解消することができる。

### 4 幅広く多様な人間関係を構築できること

幅広い年齢の児童生徒間の交流やふれあいを促すことで、多様で豊かな人間関係を形成することができる。





## 1-5 小中一貫教育の中学校区と対象となる小・中学校

小中一貫教育は、各中学校区で目指す子ども像を共有し、それぞれの特色を活かした教育活動を展開するとともに、中学校区における小・中学校の縦のつながりだけではなく、小学校同士の横のつながりも大切にしながら、全ての中学校区が一体となって取り組むものである。

その対象となる中学校及びその学区内の小学校は以下の通り、市内の全小・中学校である。

### ■ 中学校区及び対象の小・中学校

	学 区	中 学 校	小 学 校
1	小山中学校区	小山中学校	小山第一小学校・小山城北小学校（※） 若木小学校
2	小山第二中学校区	小山第二中学校	小山第二小学校・小山第三小学校
3	小山第三中学校区	小山第三中学校	小山城東小学校・大谷北小学校
4	小山城南中学校区	小山城南中学校	小山城南小学校・旭小学校
5	大谷中学校区	大谷中学校	大谷東小学校・大谷南小学校
6	間々田中学校区	間々田中学校	間々田小学校・間々田東小学校
7	乙女中学校区	乙女中学校	乙女小学校・下生井小学校・網戸小学校
8	豊田中学校区	豊田中学校	豊田南小学校・豊田北小学校
9	美田中学校区	美田中学校	寒川小学校・穂積小学校・中小学校
10	桑中学校区	桑中学校	羽川小学校・羽川西小学校・萱橋小学校
11	絹中学校区	絹中学校	福良小学校・梁小学校・延島小学校

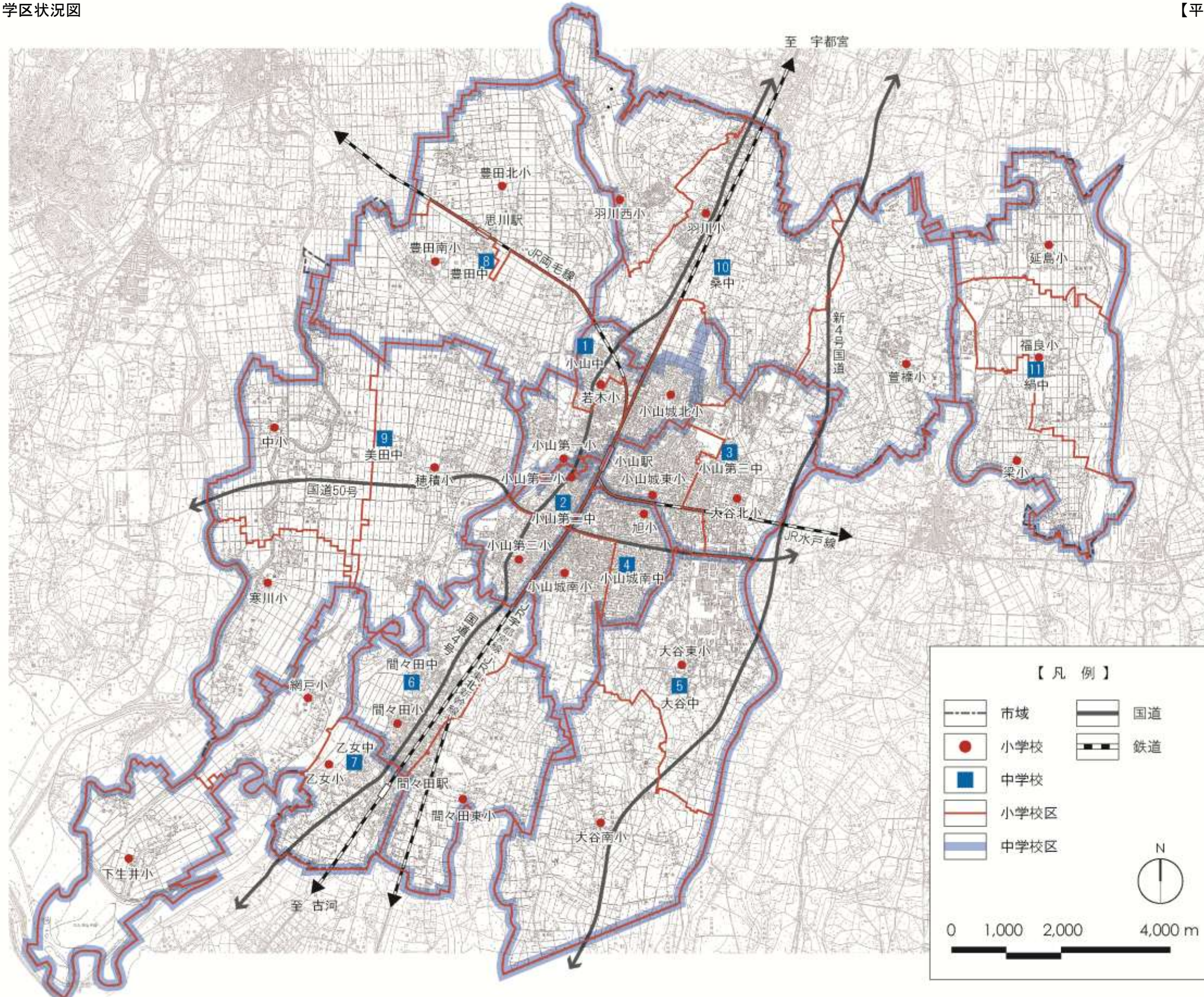
※ 小山城北小学校からの進学者は、実際には小山中学校、小山第三中学校、桑中学校の3学区に分かれるが、小山中学校区としての小中一貫教育を推進しているため、ここでは、小山中学校区のみを含めている。



1-5 小中一貫教育の中学校区と対象となる小・中学校

■ 市内の小中学校立地と学区状況図

【平成26年2月現在】





## 2-1 これまでの取組と成果

### 1) これまでの取組

本市では、平成19年度から小中連携教育の試みを進めており、現在では小中一貫教育へ順次移行し、全中学校区で各中学校区の特徴を生かした様々な取組が行われている。

取組の段階として、第1ステージ、第2ステージ（3年間）、第3ステージを設定し、特に第3ステージでは、小・中学校の教育課程に連続性をもたせ、9年間の連続性を大切にしてい、子どもたちの「育ち」や「学び」が一層確かなものになるよう、教育の充実を目指している。

#### ① 第1ステージ

#### 小中連携プロジェクト期（H19～） 「各中学校区の実態の共有化」

以前より自発的に小中の連携を行ってきた中学校区の実態を基にしながら、進学等に伴う不適応を示す等の課題への各学校の対応策を探り、広く共有する目的で、平成19年度から「小中連携プロジェクト」を位置付け、調査・研究を行った。

これは、小中連携の視点からの取組である。「既存の組織活用、行事の見直し、児童生徒の交流活動、地域の特徴を生かした活動」などの実践例を市教委でまとめ、整理するとともに、全小・中学校に発信し、改善の一助としたものである。

#### ② 第2ステージ

#### 小中連携一貫教育期（H22～） 「中学校区の実態に即し、4期に分けた研究推進」

連携を一步進め、小・中学校間の円滑な接続を図り、教育活動全体の充実という視点から、小・中学校の指導観や子ども観等を再考し、それぞれの学校風土を大切にしてい「義務教育9年間で子どもを育む」ことを重要な視点として、連携から一貫へと徐々に移行しながら、小中一貫教育の研究を行うステージである。

各小・中学校を研究校とした研究を平成22年度から順次開始しており、平成27年度には全小・中学校でこのステージを終了する予定である。

「小中連携プロジェクト」の成果と課題を踏まえ、現在の枠組みの中で可能な小中連携一貫教育を展開し、各中学校区で小・中学校が連携・協力し、それぞれの実態に即して、9年間を見通した子どもの成長を目指す教育を模索している。

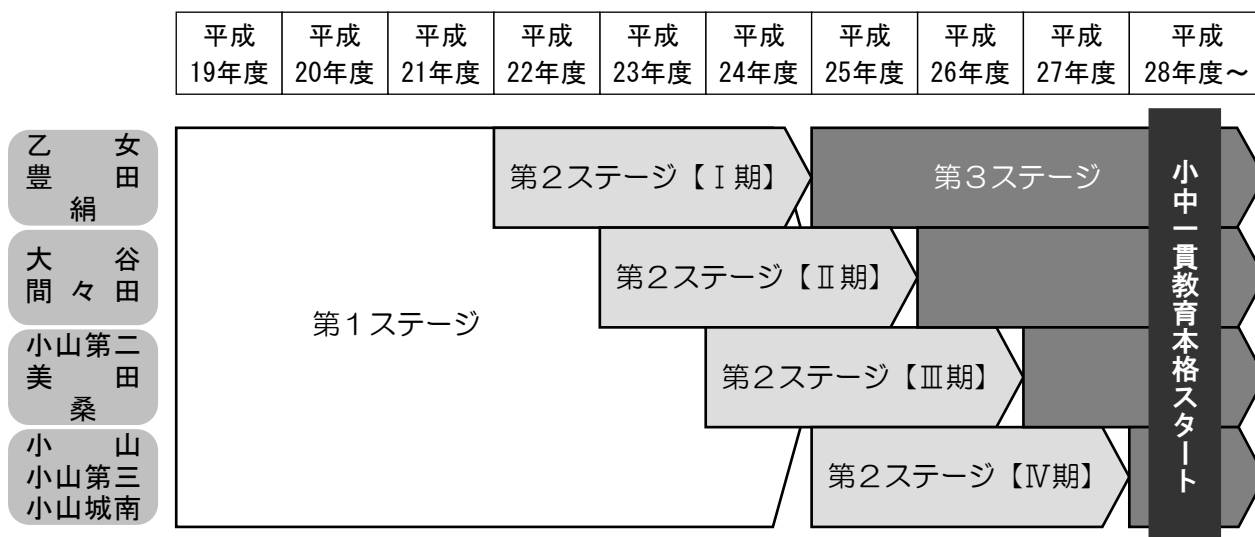
#### ③ 第3ステージ

#### 小中一貫教育充実期（H25～） 「第2ステージの成果と課題等を踏まえた発展的研究」

後続の研究指定の有無にかかわらず、第2ステージの研究内容を継続し、その発展・充実を図るなど、各中学校区の特徴を生かしながら、発展的に取り組むステージである。

文部科学省では、小中一貫教育を「小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育」と定義しているが、それに沿った教育課程に焦点をあてた段階であると言えることができる。

## ■ 小中一貫教育に関するこれまでの取り組み



## 2) これまでの小中一貫教育の成果と今後に向けて

平成24年度には、Ⅰ期3校が3年間の研究を終了し、研究のまとめを行ったところ、主な成果として、「学習意欲の高まり」「規範意識の向上」「自己有用感の高揚」「教職員の児童生徒理解の向上」「指導方法改善意欲の向上」「地域の連帯意識の高まり」などが挙げられている。

これらのことから、小中一貫教育は、子どもたちの知・徳・体における豊かな成長につながる事が期待できること、教職員にとっても資質・能力の向上を図る貴重な機会となること、地域コミュニティの形成という観点からも有意義であることなど、様々な成果を期待できる教育形態だと考えられる。

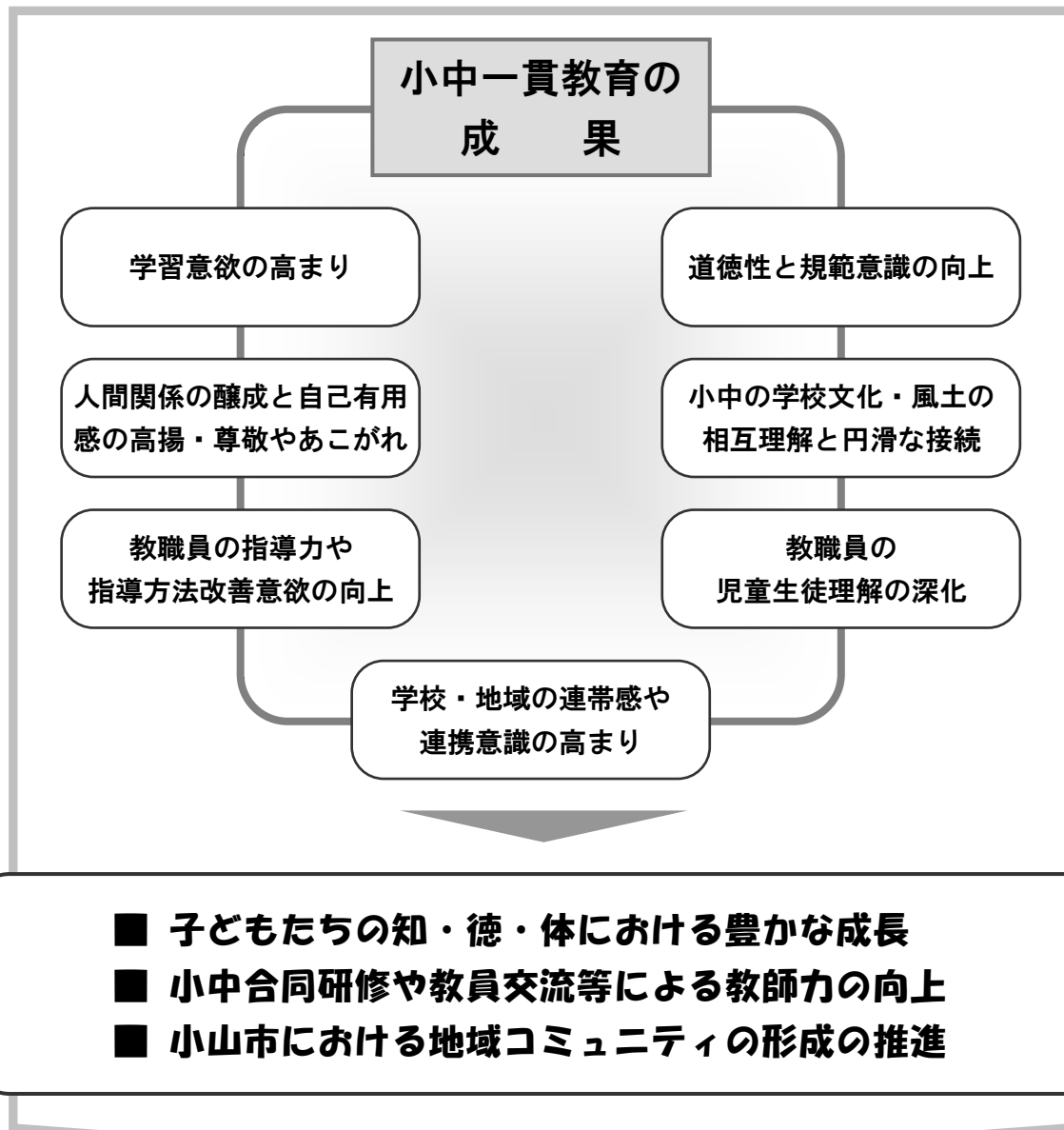
今後は、9年間という義務教育期間を通して、子どもたちの知・徳・体における豊かな成長を目指しながら、子どもたちの「育ち」や「学び」をつないでいくことが重要となる。具体的には、学力の向上、体力の向上、また望ましい集団づくりや好ましい人間関係づくりを通して、いじめの早期発見、非行行為の防止、不登校生徒数の減少等において効力が発揮されるという認識の下で、推進していくことが大切である。

また、全国学力・学習状況調査、新体力テスト、Q-U検査、不登校数等のデータの推移を分析し、その効果を検証することで、子どもたち一人一人の課題を把握したり、個に応じた具体的な手立てを講じたりすることも、小中一貫教育の推進に当たっては重要である。

※ Q-Uとは、「Questionnaire-Utilities」の略称であり、学校生活における児童個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定するものである。

## 2-1 これまでの取組と成果

## ■ これまでの小中一貫教育の成果と今後に向けて

**小中一貫教育の評価、改善・充実**

- 全国学力・学習状況調査、新体力テスト、Q-U検査、不登校数等のデータの推移分析
- 教職員の意識の変容把握
- 児童生徒の変容や課題の把握と個に応じた支援の充実
- 中学校区ごとの取組についての評価及び改善・充実

## 2-2 検討のための課題

### ■ (1) 学校制度や小・中学校間にある課題

一般的に小学校と中学校の間には、学校文化の違いによる教育観、指導観、子ども観や児童・生徒指導における危機対応など、意識や取組の違いが見てとれる。一例をあげると、学習内容の過多や授業の形態や進度、また、子どもたちと先生との関係性の変化等である。このようなことが子どもたちの学習や学校生活に対する不安や戸惑いを招き、学習意欲の低下、学校生活への不適応、生活習慣の乱れなどにつながっていると指摘され、いわゆる「中1ギャップ」と称されている。

「子どもがこれまでどのような学習をしてきたのか」「これからどのような学習をしていくのか」「どのような指導がされてきたのか」「どのような指導が必要なのか」といった視点で9年間を見通して、連続した「育ち」や「学び」を保証していく必要がある。

### ■ (2) 社会的な課題

21世紀においては、単に学校で知識技能を習得するだけではなく、豊かな体験や様々な人々とのコミュニケーションを通して、豊かな人間性、社会性や社会で生きて働く力、生涯にわたって学び続ける力を育成することなどが重要になってくる。

しかし、子どもたちが被害者となる事件等の増加により、外での自由な遊びが時間及び空間（場所）とともに制限され、家庭用ゲーム機やスマートフォンといった情報機器等の普及により、子どもが一人である時間が増えるといった現象や、少子化により兄弟姉妹、地域の友人が減少し、人間関係の希薄化が進むことによるコミュニケーション能力の低下などが懸念されている。

また、核家族化、共働き家庭の増加、一部の家庭教育力の低下、市街地を中心とした地域社会と断絶した家庭の増加など、周囲との関係性の希薄化、地域としての一体感の喪失などが見られている。このような地域社会とのつながりや人間関係の希薄さが顕著になりつつある現在、地域連携を一層深め、地域全体で学校を支えるとともに、学校と地域が一体となったネットワークを築くこと、そして、その地域の将来を担う子どもを「みんなで」育てる意識をもつことが必要である。



## 3-1 小中一貫教育のねらい

### 1) 目指す子ども像・育てたい子ども像の構築

小中一貫教育には、地域の特性を各中学校区の教育に生かすという側面がある。そのためには、学校教育における保護者や地域住民の視点が大切になってくる。そこで、保護者・地域住民が望む目指す子ども像・育てたい子ども像を把握することは、小中一貫教育をより円滑に進める要素の一つとなる。

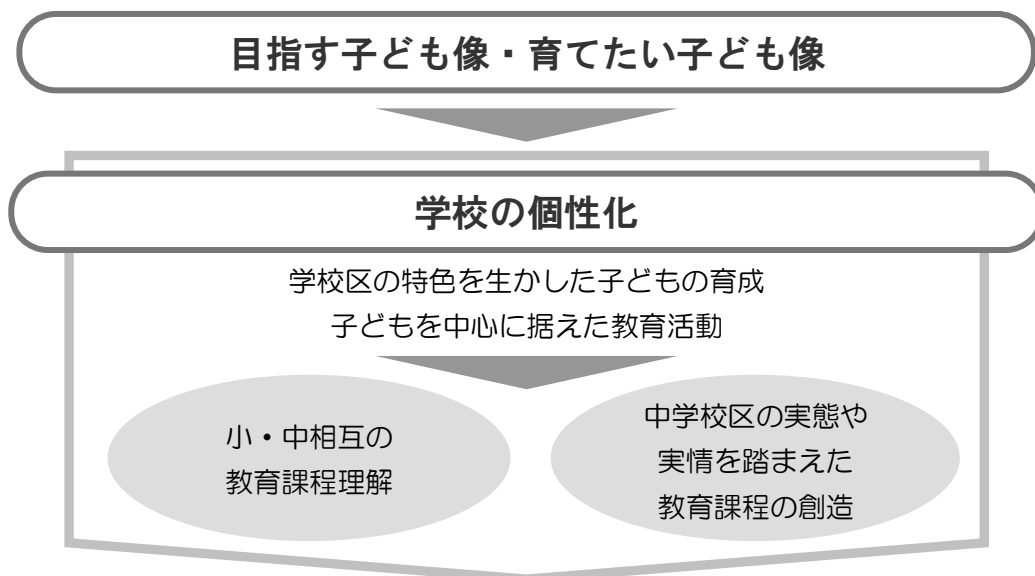
子どもが「この学校で学んでよかった」、保護者が「この学校で学ばせてよかった」と思える学校づくりや、地域住民が子どもたちの日常の活動の様子を見て、この地域に住んでよかったと思える学校づくりと中学校区づくりを進めるためにも、その前提条件として、「目指す子ども像」「育てたい子ども像」を教職員及び保護者等の意見を把握し、整理して、共有する必要がある。

### 2) これからの小中一貫教育の基本的考え方

本市が目指す子ども像・育てたい子ども像（1-3-（1））を踏まえ、「学校の個性化」という観点から中学校区の特色を生かしながら子どもを育み、子どもを中心に据えた教育活動を進めていく。

小・中学校の互いの教育課程の理解に加え、中学校区の実態や実情を踏まえた教育課程の創造（教育課程上の一貫）を中心に研究を進め、知・徳・体における一貫した指導や支援を通して、子どもの「育ち」や「学び」を確かなものにしていくことが大切である。

#### ■ これからの小中一貫教育の基本的考え方



**知・徳・体における一貫した教育内容や指導や支援の確立  
～わが中学校区ならではの教育課程の編成・実施～**

### 3) これからの小中一貫教育のねらい

「2-2(2) 社会的な課題」で述べたように、これまでの取組と成果や課題を踏まえ、小学校から中学校に進級する際の心理的な段差を低くした指導や、義務教育の9年間を見通した連続した学び、地域全体でネットワークを築いて、子どもを「みんなで」育てることが大切である。

このことを踏まえ、本市の小中一貫教育の推進に向けたねらいを以下の5つとした。

#### ■ 小中一貫教育のねらい

## 1 連続した学びに支えられた学力の着実な向上

小・中学校の連続性のある一貫した指導により、子どもの学力・学習意欲の向上や、教員の指導力の向上を目指す。

## 2 高い道徳性を備えた豊かな人間性、社会性の育成

生命尊重、人権尊重を全ての教育の基盤に据え、様々な交流活動や道徳教育などを通じて、高い道徳性を備え、豊かな人間性や社会性を育むことを目指す。

## 3 心身の健康に対する意識の向上

学校活動における健康教育や体育・スポーツ活動、食に関する指導を通して、バランスのとれた心と体の健康に対する意識を高めることを目指す。

## 4 ふるさと小山を愛し、誇りに思う心情や態度の育成

地域の特色を生かした学習や地域と連携した学習により、子どもたちのふるさと小山に対する愛着や誇りを高めることを目指す。

## 5 一人一人を生かすきめ細かな教育の充実

小・中学校が密接に連携し、教育内容や方法、児童生徒に関する情報交換等を十分に行うことにより、よりきめ細やかな教育の充実を一層図り、子ども一人一人にとって学校生活が充実することを目指す。

## 3-1 小中一貫教育のねらい

## 4) 期待される効果

5つのねらいに沿って小中一貫教育を推進することによって期待される効果は、以下の通りである。

## 1

## 連続した学びに支えられた学力の着実な向上

**取組** ○ 小・中学校教員がそれぞれのよさを生かし、授業の相互乗り入れをしたり、相互に参観したりする。

**効果** □ 児童生徒一人一人が学習意欲を高め、いきいきと学習に取り組むことができる。  
□ 教員の指導力が向上し、より質の高い教育が実現し、学力の向上につながる。

**取組** ○ 学校や児童生徒の実態や実情を踏まえた教育課程を、小・中学校が協働して創造することにより、連続性、一貫性のある確かな指導や支援を行う。

**効果** □ 子どもたちの「学び」が系統的につながり、学力がより着実に向上する。  
□ 「学び」の円滑な接続により、一人一人が自信をもって取り組み、学習意欲が高まる。

## 2

## 高い道徳性を備えた豊かな人間性、社会性の育成

**取組** ○ 自己を深く見つめ、様々な人々との関わりをもつ活動を、9年間を通して意図的、計画的、発展的に行う。

**効果** □ 基本的な生活習慣や規範意識を確立し、自律心や公共心など高い道徳性を育む。  
□ 円滑な接続により精神的な安定をもたらす、着実な自己形成を促すことにつながる。

**取組** ○ 小・中学生の交流活動の充実のために、学級活動を学校として方針を定め、各学年で系統的に指導する。

**効果** □ 小学生のあこがれや尊敬の気持ち、中学生の自己有用感や責任感が高まる。

**取組** ○ 重点指導項目を決め、つながりを意識した指導をするなど、一貫した道徳や特別活動を通して、一貫した道徳教育を推進する。

**効果** □ 子どもの実態に即した道徳教育が実現され、一人一人の道徳性や社会性がさらに高まる。

### 3 心身の健康に対する意識の向上

取組

○ 体育・スポーツ活動や健康教育、食に関する指導を、教育活動全体を通して適切に行う。

効果

□ 生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎（正しい知識と実践的態度）が培われる。  
□ 運動習慣の確立やスポーツに親しむ態度が高まる。

### 4 ふるさと小山を愛し、誇りに思う心情や態度の育成

取組

○ 小・中学校で総合的な学習の時間や社会、理科等において、地域の伝統ある誇れる文化、歴史、豊かな自然、地域に貢献した人々を意図的、計画的に取り上げるなど、地域の特色を生かした学習を行う。

効果

□ 地域のよさや特色を自ら追究しながら発見し、郷土への愛着や誇りが高まる。

取組

○ 小中一貫教育の取組、子どもの活動の様子や変容など家庭や地域に発信するとともに、地域のもつ教育力を取り入れた学校教育を進めることで地域に開かれた学校づくりを進める。

効果

□ 保護者や地域の願いに応えることで、学校と地域とのつながりが強まり、地域で子どもを育む意識が高まり、一体感が生まれる。

### 5 一人一人を生かすきめ細かな教育の充実

取組

○ すべての子どもにとって学校生活が充実するよう、教職員間の情報交換を密にして、連携しながらきめ細やかな指導及び支援を行う。

効果

□ 一人一人の思いや願い、よさや可能性を生かしながら、伸ばすことができる。

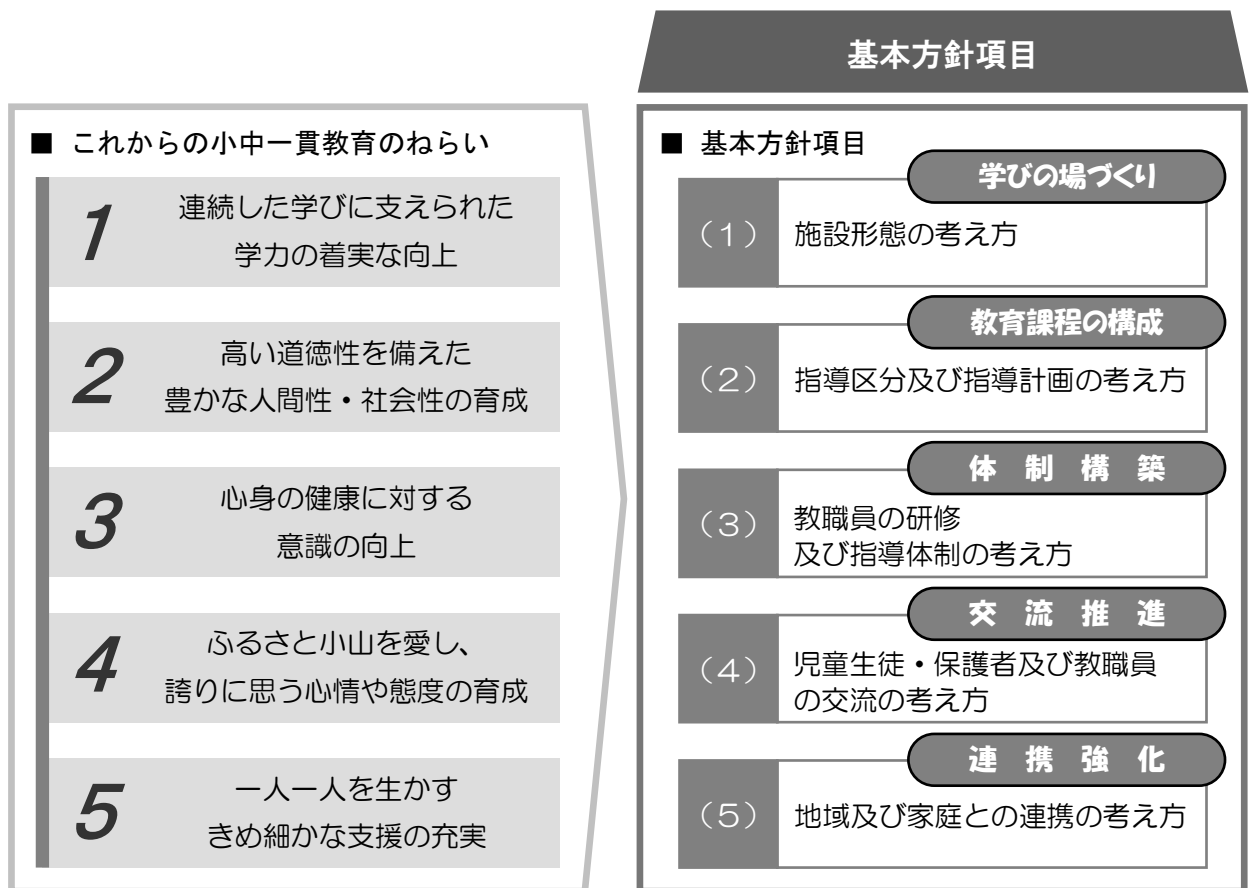
## 3-2 小中一貫教育基本方針

### 1) 小中一貫教育の基本体系の整理

小中一貫教育の理念及びねらいや期待する効果などに基づいて、小中一貫教育の基本方針を整理し、「施設形態」、「指導区分及び指導計画」、「教職員の指導体制」、「児童生徒・保護者及び教職員の交流」、「地域及び家庭との連携」の5つに分類した。

これらを踏まえた小中一貫教育の体系は以下のとおりである。

#### ■ 小中一貫教育の基本体系



## 2) 小中一貫教育の基本方針

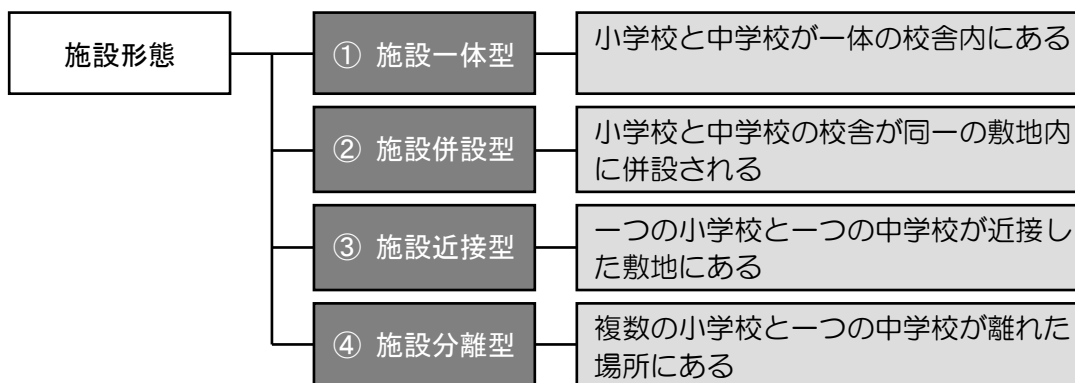
### ■ 学びの場づくり ■

#### ■ (1) 施設形態の考え方

小中一貫教育の実施に際しては、それぞれの小・中学生の交流活動や教職員の小・中学校間の指導兼務のための学校間の行き来が必要となるが、それらの容易さや効率性は小・中学校の施設形態などの物理的要素によって大きく左右される。

小中一貫教育における施設形態は基本的に「施設一体型」、「施設併設型」、「施設近接型」、「施設分離型」の4つに類型化される。各小中一貫教育がどの施設形態を採用するかについては、各小・中学校の立地などの現状、位置付け、運営方針などの諸条件によって、以下のなかから効果的なものを選択することになる。

#### ■ 施設形態の体系図



#### ■ 施設形態ごとの比較表

	① 施設一体型	② 施設併設型	③ 施設近接型	④ 施設分離型
敷地	同一		近接	分離
校舎	同一	併設		
校長	1名～2名		2名	
教頭	2名			
行事	合同による行事が比較的实施しやすい			合同による行事が実施しにくい
児童生徒の往来	とても容易		容易	不便
教職員の往来				

## 3-2 小中一貫教育基本方針

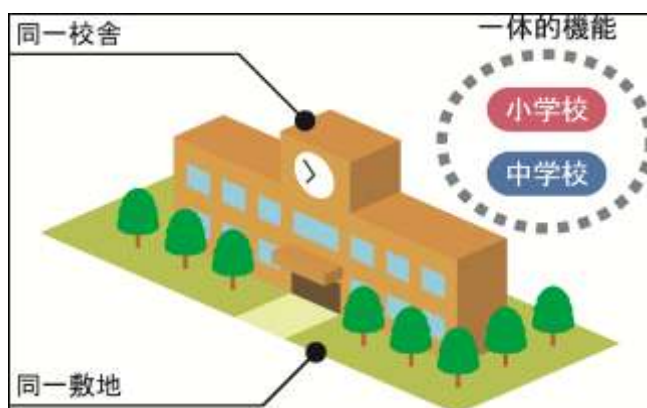
## 参考：施設形態の考え方と特徴

## ① 施設一体型

小学校と中学校が一体の校舎に設置され、子どもたちが一緒に生活をしながら小中一貫教育を進める

- 一体型校舎の小中一貫教育のタイプである。小中で施設の共用がある。
- 施設新設を伴う。
- 小学生と中学生が一体的な校舎内で生活する。
- 小中の教職員で一つの職員室を共用し、教職員の行き来がある。
- 児童生徒・教職員の意志の疎通が図りやすいため、9年間を見据えた教育課程の編成がやりやすい。
- 多くの場面で児童生徒が日常的に教育活動を一緒に行うことができる。

## ■ 施設一体型のイメージ



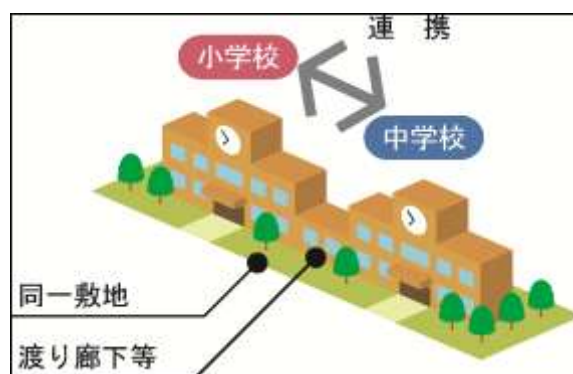
同一校舎となることから、小中一貫教育の一体的機能が発揮でき、  
4・3・2制などが可能である形態

## ② 施設併設型

小学校と中学校が同一敷地内に校舎を併設し、子どもたちが一緒に生活をしながら小中一貫教育を進める

- 同一敷地内の小中一貫教育のタイプである。
- 施設新設を伴う。
- 小学生と中学生が併設した小学校と中学校の校舎内で生活をする。
- 小中の教職員で一つの職員室を共用、または別々の職員室を使用する。
- 小学校棟と中学校棟が渡り廊下等で結ばれ、行き来が容易になっている。
- 式典や集会、ランチルームでの会食等、日常的な教育活動を一緒に行うことができる。

## ■ 施設併設型のイメージ



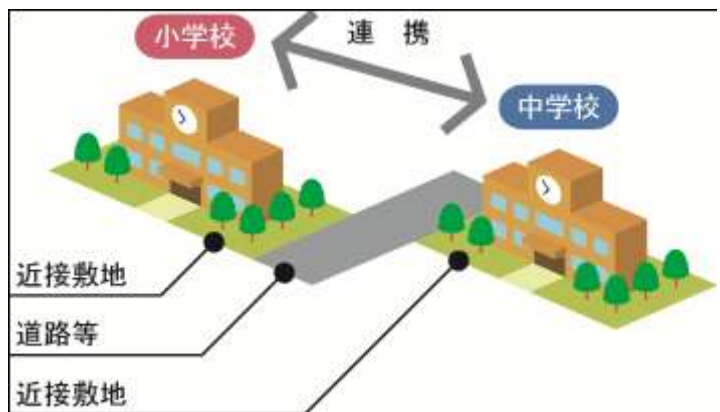
同一敷地であることから、非常に緊密した連携・協働による小中一貫教育が可能で、  
基本的に6・3制が維持される形態

### ③ 施設近接型

小学校と中学校が近接した敷地に立地し、子どもたちは各校舎で生活をしながら小中一貫教育を進める

- 近接する一つの小学校と一つの中学校で実施する小中一貫教育のタイプである。
- 大きな施設整備なしに実現が可能である。
- 小学生と中学生は、それぞれの校舎で生活をする。
- 近接しているため、学校間の移動が容易である。
- 学校行事や地域行事等を合同で行うことが容易である。

#### ■ 施設近接型のイメージ



施設が近接することから、小・中学校の連携がしやすく、施設併設型に準じた効果も期待できるもので、今後、可能な範囲で実現を目指す形態

### ④ 施設分離型

小学校と中学校が離れており、子どもたちは各校舎で生活をしながら小中一貫教育を進める

- 全国的に進められているケースの多くを占める小中一貫教育のタイプである。
- 既存の校舎を利用し、比較的簡単に実現できる。
- 小学生と中学生は、離れた学校で生活をする。
- 校舎が離れているため、実際に集まったの小中合同の教育活動は限定される。

#### ■ 施設分離型のイメージ



小・中学校生活の一体性は薄いですが、相互の連携を強化しながら小中一貫教育を進めるもので、現時点での本市における基本的な形態



## 3-2 小中一貫教育基本方針

## ■ 教育課程の構成 ■

## ■ (2) 指導区分及び指導計画の考え方

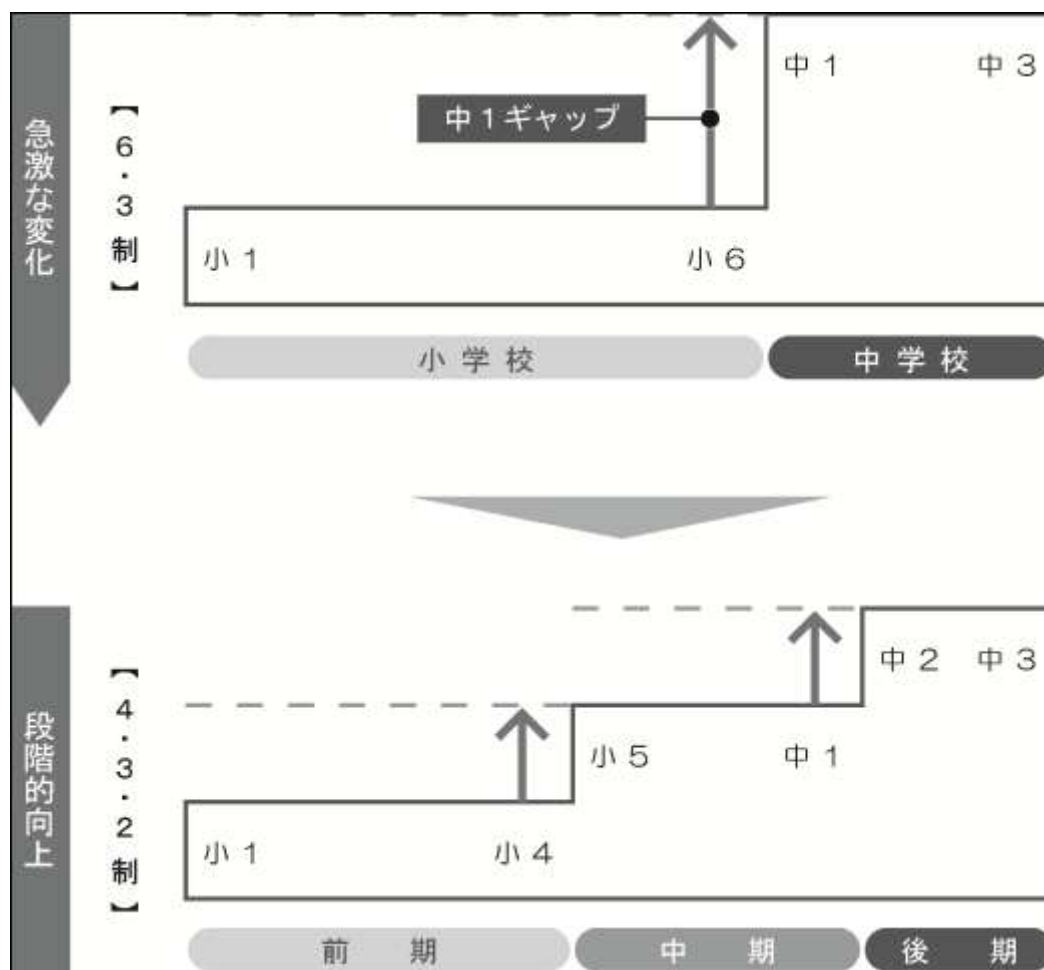
現行の6・3制を維持しながら、9年間の前期(小1～小4)、中期(小5～中1)、後期(中2～中3)の4・3・2制の指導区分とし、特に小学校から中学校への円滑な連携・接続を図るために、中期に重点を置いた指導を行うことを基本とする。

これは、6・3制による急激な環境変化の現れである中1ギャップの問題を単になくすというより、段階的に向上させていくという考え方である。(次頁参照)

## ■ 指導区分及び指導計画

指導区分		指導計画
後期	中3	<b>【充実・発展期】「自立して生きる力を育む 義務教育9年間のまとめの期間」</b> <b>【ねらい】</b> ○ 義務教育9年間で修了するにふさわしい学力と社会性を身に付けさせる ○ 自ら課題を見つけ、解決する力の育成を図る ○ 主体的に進路を選択する能力の育成を図る <b>〈主な具体策〉</b> ○ 基礎学力を基盤とした発展的な学習を通して、問題解決能力を養う ○ 職場体験学習等のキャリア教育を通して、働くことの意義を再認識する ○ 小中連携行事や地域行事には、中学校区におけるリーダーとしての自覚をもって活動する
	中2	
中期	中1	<b>【習熟・接続期】「小・中学校の教職員が協働して接続の充実を図り、 学力の向上や中1ギャップ等の解消を図る期間」</b> <b>【ねらい】</b> ○ 中1ギャップの解消を図る ○ コミュニケーション能力の育成を図る ○ 学力の伸長を図る <b>〈主な具体策〉</b> ○ 既習事項のつまずきや課題の克服を図る ○ 小学校での一部教科担任制や小・中学校の教員が異校種で授業を行う ○ 小学生の中学校での体験学習や部活動の体験を行う ○ 地域行事等への参加を通して、小・中学生が主体的な交流を行う
	小6	
	小5	
前期	小4	<b>【基礎・基本期】「学習への興味・関心をもたせ、基本的な学習習慣 や生活習慣の確立を図る期間」</b> <b>【ねらい】</b> ○ 小1プロブレムの克服を図る ○ 基本的な生活習慣の確立を図る ○ 学習習慣の確立を図る ○ 基礎学力・基礎体力の定着を図る <b>〈主な具体策〉</b> ○ 「早寝・早起き・朝ご飯」などの基本的な生活習慣を身に付ける ○ 家庭学習の習慣を身に付ける ○ 「読み・書き・計算」の繰り返し学習を通して、基礎学力の定着を図る ○ 運動に興味を持ち、基礎体力を身に付ける ○ 意欲的に異年齢児童との触れ合いを行う
	小3	
	小2	
	小1	

■ 参考：小学校から中学校への円滑な連携・接続のイメージ



## 3-2 小中一貫教育基本方針

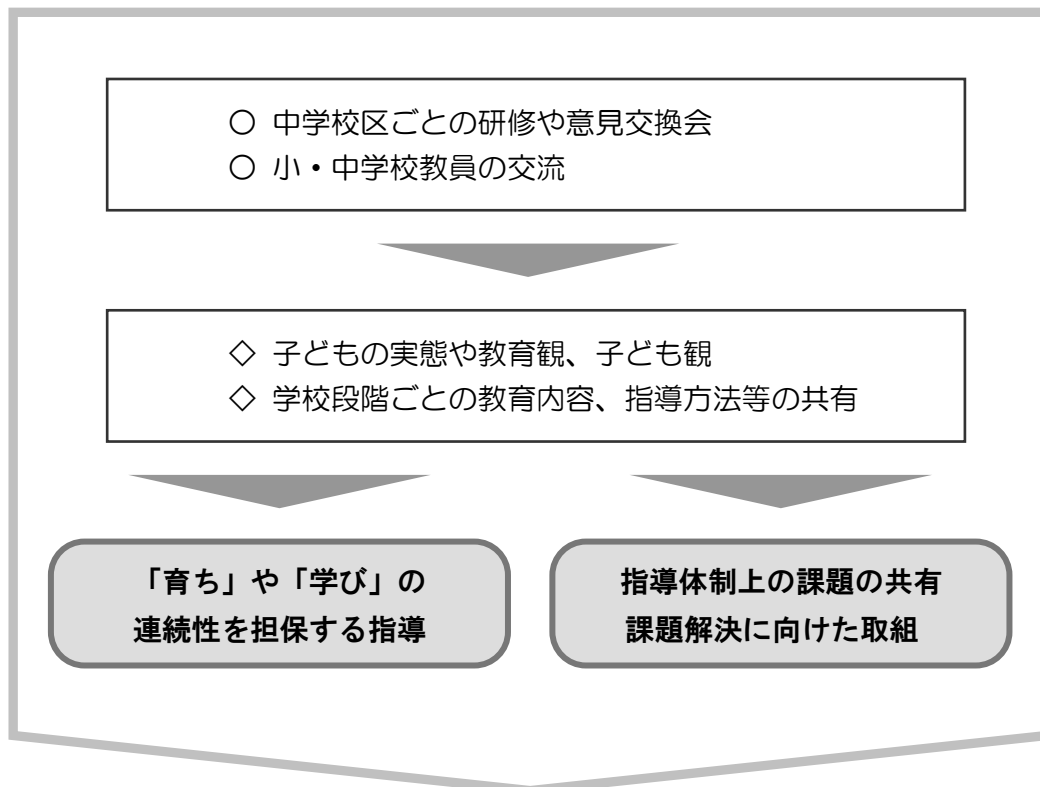
## ■ 体制構築 ■

## ■ (3) 教職員の研修及び指導体制の考え方

小・中学校の教職員が、子どもの実態や教育観、指導観、子ども観、指導方法などを共有し、「育ち」や「学び」の連続性を担保するために必要な研修及び指導体制を検討する。

中学校区及び市全体として行われる研修会や情報交換会、小・中学校教員の交流、指導の充実に向けた研修等を通して、指導体制上の課題解決に努める。

## ■ 教職員の研修及び指導体制



**小・中学校における教職員の指導方法及び指導体制の充実**

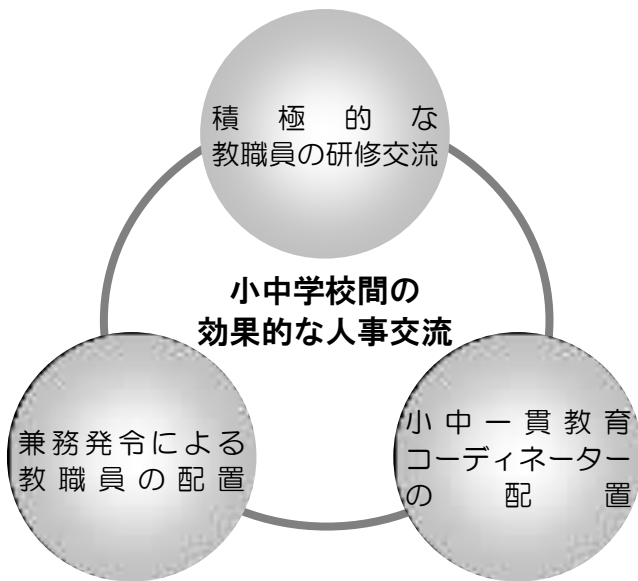
■ (4) 児童生徒・保護者及び教職員の交流の考え方

小・中学校の授業や行事等を通して、児童生徒、保護者、教職員等の交流を促進し、3者が協働して、児童生徒に豊かな社会性や人間性を育てていくことが大切である。

また、小・中学校間の効果的な指導を行うために、教職員の人事交流や人事配置を検討することも必要である。例えば、教職員の小学校から中学校、中学校から小学校への研修交流、兼務発令による教職員の配置、各中学校区に小中一貫教育の計画・立案を中心的に行う「小中一貫教育コーディネーター」（仮称）等を加配措置することなどを、今後は視野に入れることが必要である。

■ 教職員の交流及び人事交流

(→ 3-2 (3) 参照)



■ 児童生徒・保護者及び教職員の交流

(→ 3-2 (4) 参照)



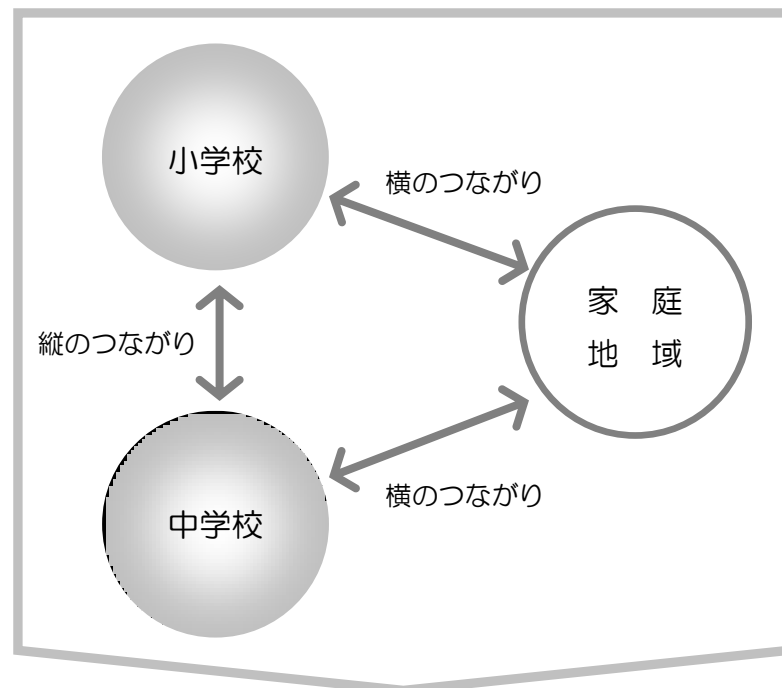
## 3-2 小中一貫教育基本方針

## ■ 連携強化 ■

## ■ (5) 地域及び家庭との連携の考え方

小・中学校の「縦のつながり」と併せて、家庭・地域が協働して学校を支える「横のつながり」という縦横のつながりのもとで、小学校と中学校のそれぞれのよさを活かし、子どもたちの確かな成長を支えるとともに、問題点の共有と連携・協働による解決を目指す。

## ■ 地域及び家庭との連携



問題点の共有と連携・協働による解決

子どもの成長：「育ち」と「学び」をつなげる

学校教育の充実

家庭教育の充実

中学校区ならではの教育（「共育」）の充実

### 3) 小中一貫校の呼称について

平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会：学校段階間の連携・接続に関する作業部会から出された「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」の中では、「小中一貫教育」と「地域とともにある学校づくり」の関連性について、次のように言及されている。

小・中学校が地域において小中連携、一貫教育をどのように展開していくかを考えた場合、児童生徒の義務教育9年間におけるよりよい学びの実現や生徒指導上の様々な課題解決のためには、小中連携、一貫教育と地域連携に併せて取り組むことで大きな効果が期待できる。

特に、少子化が進んだ地域においては、小中一貫教育を推進する環境が整いやすい。また、東日本大震災の被災地域においては、小中一貫教育の実施により地域の教育の復興を図ろうとする動きもある。このように小中連携、一貫教育の導入を図る場合には、各地域において、地域の実情に応じた義務教育9年間の在り方について検討していく必要がある。

(中略)

市町村において、各中学校区に含まれるような形態で通学区域を整理し、各中学校区ごとの小・中学校のまとまりを「学園」とするとともに、各小・中学校に学校運営協議会を設置し、「学園」全体の運営を学校運営協議会の協議機関と協働で行っている例もある。このように「学園」等の呼称を設けることは、地域に対して、小中一貫教育を浸透させ、地域の協力を得る観点から効果的であると考えられる。

本市においては、平成25年度に研究指定を受けた3校が、平成27年度をもって第2ステージの研究を終了することから、平成28年を小山市の小中一貫教育が本格的にスタートする「小山市小中一貫教育元年」と位置付けている。

その際には、各中学校区の学校、家庭、地域のより強固な結びつきと一体感を醸成し、小中一貫教育を明確に表象する方法として、例えば、「学園」等の呼称をつけることなどを検討することが重要である。

これにより、小中一貫教育の一層の浸透、市としての一体感の醸成とともに、地域の支援・協力も得やすくなるものと考えられる。

## 3-2 小中一貫教育基本方針

## 参考：小山市が進める小中一貫教育イメージ

## 9年間の「育ち」や「学び」をつなぐ小中一貫教育

義務教育9年間で、子どもたち一人一人の個性や能力の伸長を図るとともに、豊かな人間性や社会性を育み、発達段階に応じたきめ細やかな指導を展開する。

- (1) 児童生徒の発達に合わせた児童・生徒指導を実践する。
- (2) 9年間を見通した系統的・継続的な学習指導を実践する。
- (3) 学校間の段差を軽減することで、児童の不安感を解消する。
- (4) 幅広い人間関係を構築することで、コミュニケーション能力の育成を図る。
- (5) 地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となって、教育活動を進める。

## 学力の向上(知)

## ■ 主な手立て

- 家庭学習の習慣化とドリル学習の反復による基礎基本の徹底
- 「わかる授業」を基盤にした「できる授業」の実践
- 4・3・2の区分を意識した系統的な学習指導
- 9年間を見通した英語活動・英語教育の充実
- 小・中学校の教職員の連携による指導の工夫と改善

## 豊かな心の育成(徳)

## ■ 主な手立て

- 互いを認め合える雰囲気の中での、個性や能力の伸長と自己有用感の育成
- 共感的な学級づくりを基盤とした人間関係の構築による豊かな心の育成
- 道徳教育の充実による豊かな心の育成

## 目指す子ども像・育てたい子ども像の共有（地域の教育目標）

校 訓

保護者・  
地域住民の願い

学校教育目標

## 健やかな体の育成(体)

## ■ 主な手立て

- 学校長のリーダーシップのもと、地域から信頼され、期待に応えられる学校づくり
- 学校評価や日常の教育活動の情報を公開し、説明責任を実現
- 地域を愛し、使命感をもって、自らの資質・能力の向上に努める教職員の育成

## 家庭・地域との連携

## ■ 主な手立て

- 学校・保護者・地域が互いに信頼関係を築き、協働して学校を支援する体制づくり
- 保護者や地域住民が学校運営に参画できるシステムの導入
- 児童生徒が地域の一員としての自覚と責任を持ち、積極的に地域行事に参加

## 3-3 小中一貫校推進に関する基本的考え方

### 1) 小中一貫校のとらえ方と形態の考え方

一般的には、義務教育9年間を通して系統的・継続的な小中一貫教育を行う中学校区単位の小学校と中学校を、「小中一貫校」と称している。

先進的な取組をしている自治体では、施設のタイプにより「小中一貫校」と「小中一貫教育校」の名称を使い分ける例もあるが、この2つの言葉には大きな違いはないと言ってよい。

文部科学省では、同一の敷地内に小学校と中学校を設置している学校を「施設一体型小中連携一貫教育校」という名称で示しているため、一般的に使われている「小中一貫校」という名称は、「小中連携一貫教育校」の「連携」と「教育」という言葉を抜き、簡略化した呼称であるにとらえることができる。

このような理由から、本提言で施設形態について述べる場合は、「施設〇〇型小中一貫校」という名称で表現することにし、「小中一貫教育」とは、その中で行われる教育の総体と言うことができる。

### 2) 既存校舎利用の「施設分離型」による推進

本市において、小中一貫教育を市内全ての中学校区で継続的に実施していくためには、まずは既存の施設を利用することで可能となる「施設分離型小中一貫校」で推進していくことを基本とする。

小中一貫教育の条件や基盤づくりのためには、各小・中学校や中学校区による啓発・広報活動を通して、保護者や地域に対して小中一貫教育について広く周知に努めていくなど、小・中学校の学校文化の違い等の相互理解を進めながら、地域・学校区として機能するよう、努めることが必要である。

### 3) 小中一貫校の新規整備の検討推進

施設分離型小中一貫校以外の形、つまり「一体型」「併設型」「近接型」で「小中一貫校」を整備する場合は、学校の統廃合、校舎の新築や増築等が必要になる場合もあり、地元住民等の理解を得ながら、新規整備に向けた条件や基盤づくりを進めることとする。

また、小中一貫校と密接な関連のある学校適正配置等検討懇話会の提言（学区再編・学校再編の計画）との整合性にも考慮しながら、実際の校舎整備のための予算確保や整備計画を作成することが必要である。

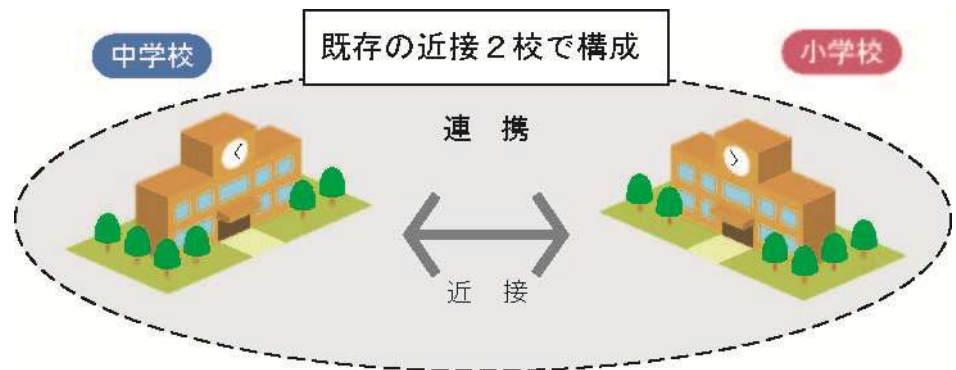


#### 4) 施設近接型小中一貫校の整備に向けて

現在、本市では、施設分離型の小中一貫教育が基本となっているが、学校規模の適正化に向けた学校再編（新設、増築、統廃合等）や学区再編などの検討が進められていることから、その検討結果によって「施設近接型の小中一貫教育」の実現が可能な中学校区については、その実現に向けた検討を進めていくこととする。なお、その形態は次のように3種類に分類される。

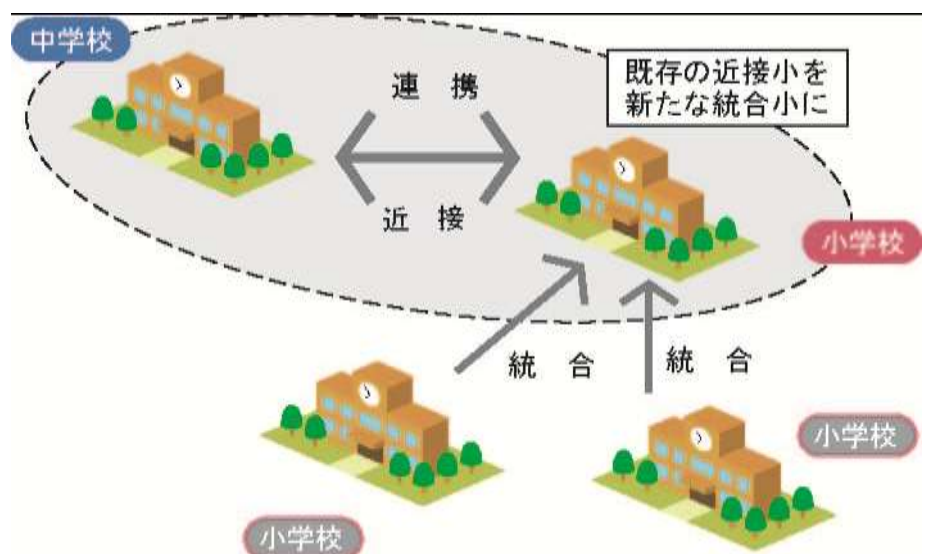
##### 【Ⅰ. 既存校の組み合わせ型】

既存の1中学校と、それに近接した1小学校を組み合わせ、施設近接型の小中一貫校として機能させる方法。



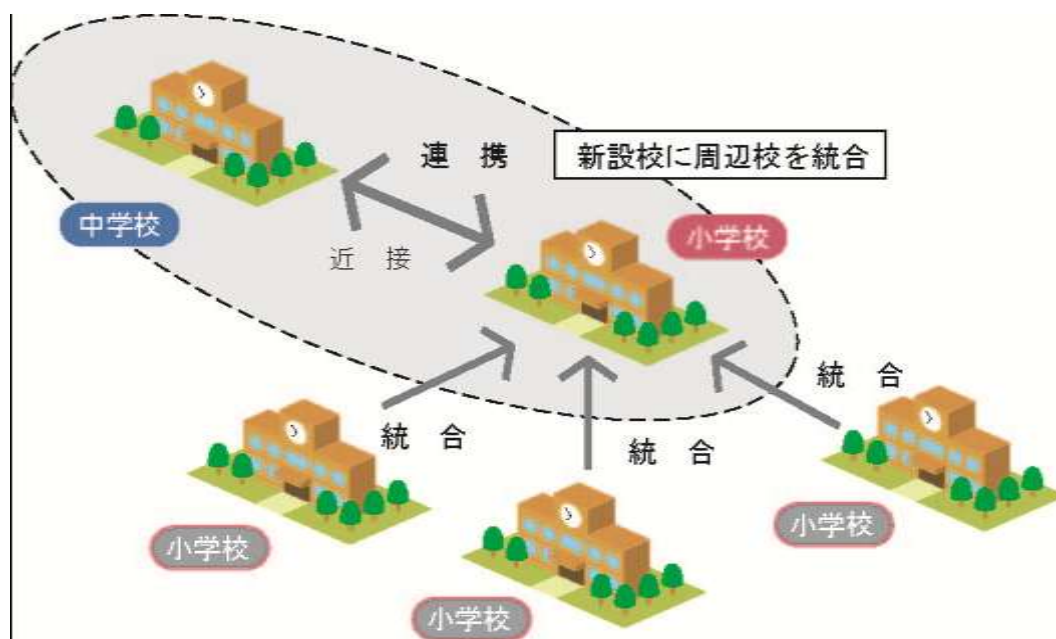
##### 【Ⅱ. 既存校地利用の統合型】

同一中学校区内の複数の小規模小学校を統合し、中学校に近接する既存の1小学校の校地を統合校として利用し、施設近接型の小中一貫校として機能させる方法。



### 【Ⅲ. 新設統合型】

同一中学校区の複数の小規模小学校を統合し、中学校に近接する場所に統合校を新設し、施設近接型の小中一貫校として機能させる方法。



## 4-1 小中一貫教育の進め方

本市の小中一貫教育をより推進するためには、P D C Aのサイクルによる以下の点に留意して、不断の検証を行い、改善に向けた取組を充実する必要がある。

### 1

#### 計 画【PLAN】

- ▶ 目指す子ども像の実現に向けた具体的な目標の設定

### 2

#### 実 行【DO】

- ▶ 小・中学校間でのつながりを意識した実践
- ▶ 4・3・2の教育区分による計画的な実践

### 3

#### 検 討【CHECK】

- ▶ 子どもの成長と変容の把握
- ▶ 成果と課題の把握
- ▶ 実践の検証

### 4

#### 改 善【ACTION】

- ▶ 指導計画（内容及び方法等）の改善
- ▶ 研修の充実

## 4-2 小中一貫校設置にあたっての課題

小中一貫校設置にあたっての課題は、以下の通りである。

### 1 学校や関係各課等や関係者による一体的な取り組み

学校による教育課程の創造と併せて、関係各課等による庁内推進体制を整備するとともに、学校、保護者、PTA、学識者、地元組織などとの検討体制を整え、理解と合意形成を図りながら進めて行くことが大切である。

### 2 長期的な推進スケジュールの検討

教育施設の整備には一定の準備と期間が必要であり、特に「施設分離型」以外の形態については、用地買収や施設整備のための予算確保や建設にかなりの期間を要することから、長期的なスケジュールに沿った推進が必要である。

### 3 学校適正配置と連携した施設近接型一貫校の実現

学校適正配置の進捗状況によっては、施設近接型小中一貫校の早期整備が可能となることから、それらと緊密・効果的に連携した実現化検討が必要である。

### 4 広報等による市民への周知

通学距離等の変更を伴うことも想定され、特に保護者及び未就学児世帯や、育成会などの地域組織などの関心も高いことから、早期より十分時間をかけてわかりやすく正確な情報を提供する方法及び機会を計画的に設けるなど、理解を得るための取組をしていくことが大切である。

### 5 効果の検証

「施設分離型小中一貫校」による小中一貫教育の効果を十分に検証し、小中一貫教育をより充実したものにしていくことが大切である。

また、施設分離型以外の小中一貫校の設置に当たっては、可能な地域から実施するとともに、その効果を十分に検証し、後続の小中一貫校整備計画等へ反映していくことが大切である。

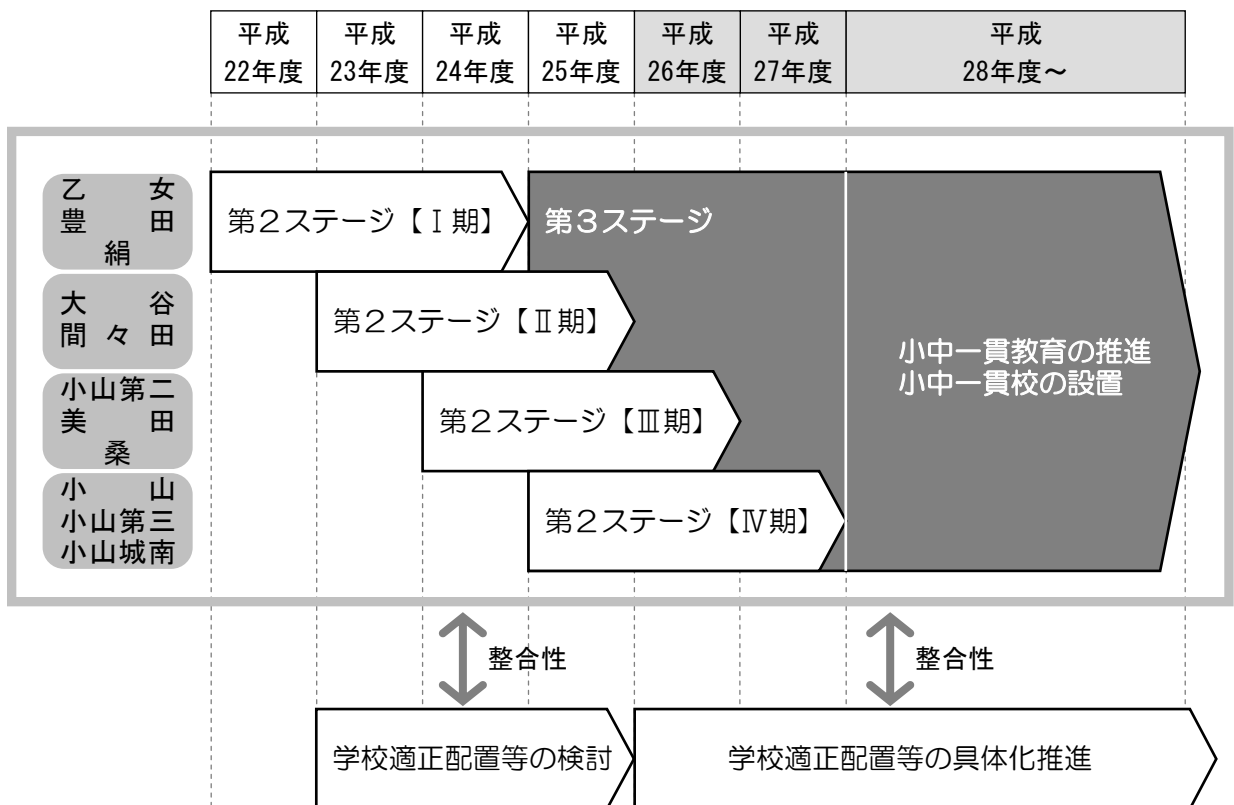
## 4-3 推進スケジュール

小中一貫教育の推進に当たっては、第3ステージに入った中学校区の取組やその成果等を踏まえて、全市に展開していくことが望ましい。

特に小中一貫校の設置については、学校適正配置等による諸条件との整合性や、平成25年度から第3ステージに入っていることを踏まえ、条件の整った中学校区において先行的に整備を進めていくことが望ましいと考える。

その際、現在検討が進められている学校適正配置等の計画と整合性を図りながら進めていくことが基本となる。

### ■ 推進スケジュール



## 資-1 小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 小中一貫校の整備等小中一貫教育の推進のために必要な事項について協議し、提言するため、小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 小中一貫教育の基本的な考え方及び基本方針に関すること。
- (2) 小中一貫教育の教育課程に関すること。
- (3) 小中一貫教育の人的交流に関すること。
- (4) 小中一貫教育の推進体制に関すること。
- (5) 小中一貫校の整備に関すること。
- (6) その他小中一貫教育に関する必要な事項。

(組織等)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) P T Aの代表者
- (3) 自治会の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(委員及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(会長の職務等)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会は、特に必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

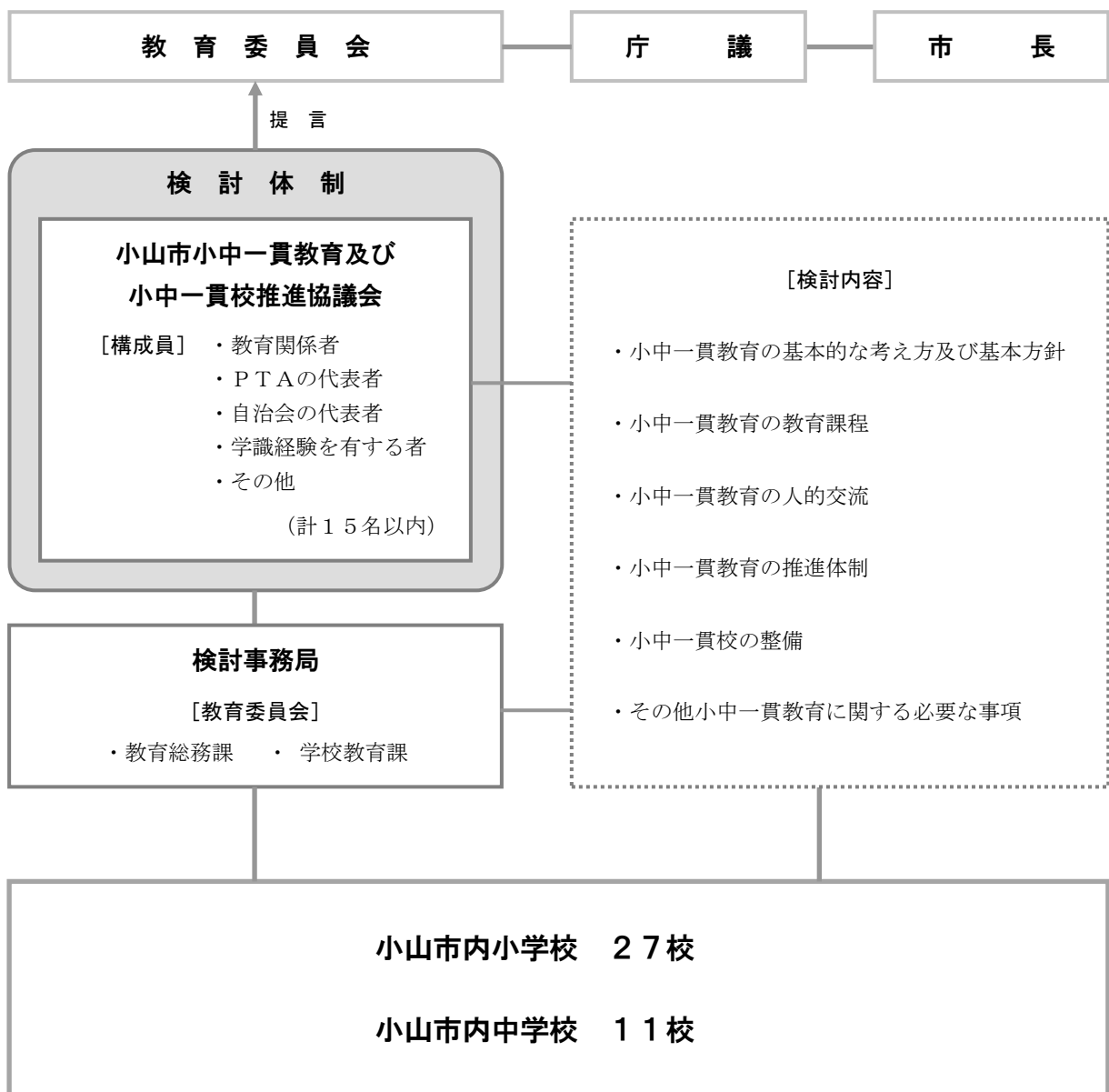
(この要綱の失効)

2 この要綱は、小中一貫教育及び小中一貫校に関する提言がなされたときに、その効力を失う。

## 資-2 検討体制

提言書の作成に当たっては、教育関係者、PTAの代表者、自治会の代表者、学識経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者で構成された「小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会」を設置し、小中一貫教育の基本的な考え方及び基本方針、教育課程、人的交流、推進体制や、小中一貫校の整備、その他小中一貫教育に関する必要な事項等について検討を進め、提言書としてとりまとめた。

### ■ 検討体制図



## 資-3 検討の経緯

提言書の検討に当たっては、平成25年2月～12月までの間に、合計7回の「小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会」を開催した。

### ■ 小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会における検討の経緯

年 月 日		内 容
平成25年 2月18日(月)	委嘱式	委嘱状交付式 教育長挨拶
	第1回	委員・事務局自己紹介 会長・副会長選出 趣旨説明
3月12日(火)	第2回	小中一貫教育と小中一貫校について
5月13日(月)	第3回	小中一貫教育及び小中一貫校基本方針(案)の検討 各中学校区における小中一貫校の形成
7月30日(火)	第4回	小中一貫校のタイプの確認 一体型小中一貫校設置の検討
10月 4日(金)	第5回	小中一貫教育及び小中一貫校推進に関する提言 (第一案)の検討
11月19日(火)	第6回	小中一貫教育及び小中一貫校推進に関する提言 (第二案)の検討
12月17日(火)	第7回	小中一貫教育及び小中一貫校推進に関する提言 (最終案)の検討



## 資-4 小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会委員名簿

任期：平成25年2月18日～平成26年3月31日

【五十音順】

		氏名	所属
1	副会長	青木 勇樹	小山第一小学校校長・小山市校長会会長
2	委員	赤間 松三	日本工業大学学修支援センター嘱託・元栃木第一小学校校長
3	委員	飯島 純子	小山第二小学校PTA副会長
4	委員	石島 政己	小山市議会議員 任期：平成25年5月13日～平成26年3月31日
5	委員	上野 昌子	のぶしま幼稚園長
6	委員	大塚 克己	小山市自治会連合会会長
7	委員	大出 ハマ	小山市議会議員
8	委員	大巴 清子	間々田小学校PTA副会長
9	委員	大山 典男	小山市議会議員 任期：平成25年2月18日～平成26年5月12日
10	委員	鈴木 久美子	社会教育委員
11	委員	永久保 和男	前小山城南中学校教諭・東日本大震災に伴う福島県からの派遣教員 任期：平成25年2月18日～平成26年5月12日
12	会長	人見 久城	宇都宮大学教育学部教授
13	委員	福田 幸平	小山第三中学校PTA副会長・小山市議会議員



**小山市小中一貫教育及び小中一貫校に関する提言書**

平成26年3月

小山市小中一貫教育及び小中一貫校推進協議会

事務局 小山市教育委員会教育総務課

小山市教育委員会学校教育課

